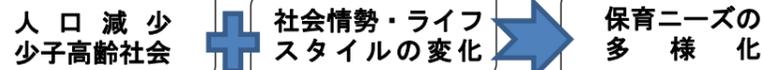


公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行方針(案)概要

資料3

□本市における現状等

■利用状況等



認定こども園・保育所などの利用申し込みの増加

⇒待機児童の発生 (H27.4 待機児童 54人)

- 《対策》○幼稚園等既存施設の認定こども園への移行促進
○保育所等の増改築
○認定こども園・地域型保育事業の創設等

■その他主な課題

配慮を要する子どもの利用増加への対応

子育て不安等に対するサポートの強化

幼児教育から義務教育への円滑な接続

□公立保育所の状況

- 平成11年4月 民営化実施の開始を決定
- 平成13年4月 初めての民営化を実施
- 平成17年2月 美原町と合併(旧美原町立保育所3か所)
- 平成27年5月 旧美原町区域の存置保育所(1か所)を決定
- 平成29年4月 美原きた保育所民営化予定

【公立保育所設置箇所数の年度推移】

※こども園保育所を除く

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H29
36	34	32	32	30	30	28	25	24	23	22	21	19	18

□公立保育所の役割

公立保育所は、認可保育所としての役割以外に公の施設としての役割を担う。

- ◆セーフティネットの役割(要配慮児童の受け入れ等)
- ◆研究実践の場の役割(人材育成、指導・監督機能の強化)
- ◆公の地域の子育て支援機能の役割(多様な専門職による助言、民間施設利用児童の情報収集と関係機関へのパイプ役など)

□子ども・子育て支援新制度による状況変化

平成27年4月に開始した新制度では、国が幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ「幼保連携型認定こども園」の普及を図っており、本市としても民間施設に移行を推奨・支援。

【市内民間施設の移行状況】

	H26年度	H27年度	H28年度
保育所	87	23	21
認定こども園	7	78	84
幼保連携型	(7)	(74)	(76)
保育所型	-	(2)	(3)
幼稚園型	-	(2)	(5)
幼稚園	43	40	36
私学助成対象	(43)	(38)	(32)
新制度対象	-	(2)	(4)

市内公立施設は・・・

H26年度
保育所 19
幼保連携型認定こども園 1
幼稚園 9

H27・H28年度

保育所 20
幼稚園型認定こども園 1
幼稚園 9

堺市の認定こども園への移行数は全国の自治体の中でトップ

市全体の教育・保育の質のさらなる向上等をめざして

～平成29年4月 すべての公立保育所を幼保連携型認定こども園へ移行～

◆移行対象園：全国

国や民間施設の動向、現状の課題等をふまえ、すべての公立保育所(※)を幼保連携型認定こども園に移行する。
※こども園保育所をのぞく。

◆移行時期：平成29年4月1日

市民等への周知や関係規程の整備等を考慮し最短の準備期間で移行する。

◆移行理由

①教育・保育の質の向上

法的な学校教育機能を兼ね備え、幼児期に育てるべき力の育成を实践⇒市内全施設へ浸透

②子育て支援の充実

地域子育て支援の義務化により保護者への相談・助言の機能強化、情報提供の機能強化

③教育・保育サービスの安定的な提供

保護者の就労状況の変化等に関係なく、教育・保育を一緒に提供する公的環境の整備

④1号認定子どもへのサービスの拡充

配慮を要する1号認定子ども等への利用選択肢の幅の拡大

⑤保護者ニーズへの対応等

職員の資格を整備のうえ幼児教育を提供し保護者ニーズへの対応や保護者不安を軽減

◆1号定員設定の考え方

現状の2号・3号の利用定員は原則確保し基準範囲内で各クラス最大「2人」を設定。ただし、待機児童と周辺施設の状況や需給バランスを勘案する。また、将来的に状況が変われば再検討する。

◆公立幼保連携型認定こども園の役割

これまでの公立保育所が担ってきた役割を引き続き担う。

セーフティネットの役割

研究実践の場の役割

公の地域の子育て支援機能の役割

◆公立幼保連携型認定こども園における教育・保育のすすめ方

国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の規定に基づき、教育及び保育の内容に関する全体的な計画(教育・保育課程)を作成する。

□教育委員会との連携

幼保連携型認定こども園における教育と幼稚園教育との整合及び小学校における教育との接続を図り、幼児教育の質の向上や効果的な施設運営に取り組むため、教育委員会との連携を強化する。

□保育所と幼保連携型認定こども園の主なちがい

	保育所	幼保連携型認定こども園
法的性格	児童福祉施設	学校かつ児童福祉施設
職員資格	保育士	保育教諭(幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する者)
利用できる子ども	2号認定子ども 3号認定子ども	1号認定子ども 2号認定子ども 3号認定子ども
保育(教育)の指針	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
利用料の決定方法	国基準額に基づき保護者の市民税所得割額に応じて市が決定	保育所と同じ
利用申し込み窓口	原則として利用を希望する保育所のある区役所	1号:各施設に直接申し込み 2・3号:保育所と同じ
給食の提供	提供義務あり	1号:提供義務なし 2・3号:保育所と同じ
開園日・開園時期	11時間開園、土曜日開園が原則	1号:原則1日4時間 2・3号:保育所と同じ
閉園日	日曜・祝日・年末年始	1号:土日祝・年末年始、夏冬春に長期休日あり 2・3号:保育所と同じ

□移行スケジュール

平成27年度

子ども・子育て会議への報告(1月末)
パブコメ実施(2/10～3/9)
パブコメ結果公表(3月中旬～下旬)
移行方針の決定・公表(3月下旬)
教育・保育課程基本的事項案作成(3月下旬)

平成28年度

在園児保護者への周知(4月～5月)
関係条例案制定等の議会提案→条例整備(5月頃)
教育・保育課程の決定(8月頃)
研修の実施
利用案内の配布(9月頃)
利用受付(10月頃)
利用決定(2月頃)
利用契約の締結(3月頃)

※1号認定子ども分は日程異なる。

平成29年度

4月1日移行